

經濟論叢

第112卷 第5号

利益正常化の仮説の拡大……………高 寺 貞 男 1

戦時公債発行における中央銀行と
銀行合同について……………田 中 重 博 15

イギリス国民勘定の形成過程……………川 口 清 史 39

19世紀後半アイルランドにおける
土地所有関係とイギリス地主制度……………本 多 三 郎 60

昭和48年 11 月

京 都 大 学 經 濟 學 會

19世紀後半アイルランドにおける 土地所有関係とイギリス地主制度

—19世紀後半アイルランドの土地問題 (2)—

本 多 三 郎

19世紀後半、就中、1870年代末から'80年代初めにかけて、大ブリテンのかたはらに位置するアイルランドにおいて、イギリスからの独立をめざす課題と結合した土地闘争が空前の規模で展開した。土地同盟 Land League に指導されて、土地戦争 Land War とまで呼ばれたこのたたかいは、あの「輝ける民主主義」と高い「生産力」を誇る大英帝国の支配機構の中枢を震撼させ、「世界の工場」として世界市場に君臨するイギリスの「繁栄」の裏側において、貧困と無権利にあえぐアイルランドの存在を暴露したのであった。

土地戦争における土地問題をめぐる対立の基本線は、グラッドストーン土地法に集約された地主的土地所有の維持をめざすイギリス政府の政策路線と、搾出地代の引下げから、地主的土地所有そのものの破碎の要求へと前進した土地同盟の闘争との間に引かれていて、さらに後者の内部に、大土地所有制破碎を志向する土地革命路線と、大土地所有の存続を前提しつつ主として借地条件の改良に課題を限定する路線とが、副次的な対立を構成していたのであった。イギリス政府の対応策が、同盟内の改良路線に傾斜する部分を闘争から切り離す方向で打ちだされてくるなかで、土地革命は流産の過程をたどったのである⁹⁾。

さて、前稿で確認した、この土地問題をめぐる対立の基本線は、客観的基礎

1) 拙稿「19世紀後半アイルランドの土地闘争と土地立法」京都大学経済学会『経済論叢』第112巻第1号参照。

過程に内在するどのような矛盾を反映していたのであろうか。この点の解明にすむ最初の作業として、まず本稿では、土地戦争がたたかわれている客観的背景・枠組としての19世紀後半とりわけ1870—80年代のアイルランドにおける地主的巨大土地所有と、その対極をなす農民の零細土地保有＝借地の状況を分析することにしたい。資本主義の大借地農場経営を主な基礎としたイギリスの近代的大土地所有制が、同時に、ほかならぬ広汎な小農民経営を基礎とするアイルランドの大土地所有制でもあるという事実、アイルランドの大土地所有制が19世紀イギリス土地寡頭制に占める比重を、できるだけ明確な量的規定性をもって確認すること、この点に分析の一つの重点がおかれている²⁾。

1 巨大土地所有を中心とするアイルランドの 土地所有の状況とイギリス地主制度

1 資料と分析の主な対象

地主の側の土地所有にかんする分析のための主な資料は、J. ベイトマン John Bateman の『大ブリテンおよびアイルランドの大土地所有者名簿 *The Great Landowners of Great Britain and Ireland, 4th edn., 1883, repr. edn. 1970*』(以下、J. ベイトマンの『名簿』、もしくは単に『名簿』と略す)である。J. サヴィル John Saville によると、この『名簿』は、『土地所有者にかんする報告 *The Return of Owners of Land, 1874—1876*』のデータを基に、ベイトマンが、白らの調査結果をつけ加えて、整理し作成したものである。『土地所有者にかんする報告』は、上院が、「1860年代末から70年代初め」にかけて、激しくイギリスを揺り動かした「土地独占反対の運動を鈍らせることを目的」³⁾として、政府に調査・作成させたものであるが、結果の公表は、かえって、土地独占反対運動の火に油を注ぐことになる懸念されたのか、ベイトマンの

2) 本稿は、土地制度史学会1973年度秋季学術大会(於九州大学)における筆者の同名の報告の基になったものである。

3) John Saville's Bibliographical Note to J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain and Ireland*, 4th edn., 1883, repr. edn. 1970.

『名簿』が発行された後も、長く秘匿されたといわれている⁴⁾。

『名簿』は、A群……土地所有面積3,000エーカー以上で、かつ土地からの年収入3,000ポンド以上の地主にかんする詳細な名簿と、B群……収入2,000ポンド以上で、土地所有面積2,000～3,000エーカーの地主、または、所有面積2,000エーカー以上で、収入2,000～3,000ポンドの地主の簡単な名簿から成っている⁵⁾。

A群では、2,518項があげられていて、それぞれには、県 county ごとの所有面積と土地からの年収入額、およびそれらの合計、貴族であるばあいにはその爵位、住所（ただし、地主の居住地名、所領所在地名、租税支払地名等いろいろのばあいがある）、出身学校、所属政党、クラブ、過去においてか、または現に所属している軍隊とそこでの地位、政府・王室関係の役職、生まれた年、財産を相続した年、結婚した年等々が記入されている。

B群には、1,292項があげられていて、ここでは、複数県にまたがって土地を所有しているばあい、その合計数字しか記されておらず、またA群にみられる種々の事項は一切記載されていない。

以上のことからわかるように、ペイトマンの『名簿』は、土地所有面積2,000エーカー以上、土地からの年収入2,000ポンド以上の極めて巨大な土地所有を誇る地主にかんする、たんに、土地所有だけでなく、かれらの社会的・政治的諸関係についての詳細な資料である。したがって、この資料は、属人調査にもとづくものであるということともあわさって、土地所有全体の状況を教えてくれないが、巨大な土地所有を誇る地主の姿を鮮かに示していて、イギリス

4) J. サヴィルは、当時のイギリス政府がこの報告の公表を渋ったことを批判して、「報告は、そのデータが当時の人々によって再加工された後になって、やっと編集されて公表されたのであり、政府のやり方は、役に立たないことはなほだしく、ばかばかしいことこの上ない」と述べている。ibid.

5) この『名簿』には、Shirley, *Noble and Gentle Man of England* も利用されていて、ヘンリー七世以来男系がとだえることなく、イングランドに土地を所有してきた家族の長、または、後順位の家系の長が示されている。途中、イギリス革命の騒擾をもくぐりぬげ、16世紀の初頭から19世紀後半に至る長期間にわたって、イングランドに土地を所有してきた家族が相当数存在していることは興味深い（筆者が『名簿』より数えたところ、357人がこのような地主であると示されている）。

支配機構の中枢に独自の決定的な地位を占めるイギリス土地寡頭制の実態把握にせまる、重要な基礎的事実を提供してくれるのである。

なお、資料取扱いのうえで若干の点を前もってことわっておかねばならない。まず、記載されている土地所有者の数についてである。A群に2,518項、B群に1,292項があげられている。しかし、一つの項目としてまとめられてはいるが、事實は、土地の一部が、例えば、妻、母、長子等に所有されているという例があることが、ペイトマンの補足説明からわかる。それらを考慮すると、土地所有者の数は、上記の項数より多くなる。だが、そうした例の多くは、分割されるべき土地所有面積、収入額がともに明確に示されておらず、はっきりわかるものだけを取り出しても、全体としては必ずしも正確を期したことはないため、以下の分析では、全を一項を一人の土地所有者として扱った⁶⁾。

次に、土地所有面積、収入額についてであるが、県ごとの数字が合計されたもののほかに、鉱山、石切場等の所有について補足説明で記されている例がある。また、県ごとの数字の合計のなかには、鉱山等のものが含まれていると説明されている例もある。問題となるのは、合算されていない鉱山、石切場であるが、その面積、収入額が記入されていないものが多く、さらに、それらがアイルランドにある鉱山なのか、大ブリテンにおけるものなのか、一切記されていないため、以下の分析ではそれらは全て除外して計算した。したがって、以下にあげる数字は、実際の規模よりやや過少のものである。

2 巨大土地所有者の分析

ペイトマンの『名簿』に挙げられた巨大土地所有者を次の三つのグループに分類する(第1表)。

第一は、アイルランドにのみ土地を所有する者、第二は、アイルランドと大ブリテン両方に土地を所有する者(なお、以下、両方に土地を所有する者と略して述

6) ペイトマンは、首都ロンドン、マン島、チャネル諸島と C. W. ホソイトの土地を除いて、A群に2,500人、B群に1,300人を数えているが、かれがどのようにしてその数字をだしたのかわからず、また、筆者が『名簿』の人数を数えても、ペイトマンのあげた数字とは一致せず、本稿では、ペイトマンの数字は使えなかった。

第1表 連合王国(U. K.)の巨大土地所有者

1	アイルランドにのみ土地を所有する者	A群 B	477人 317	} 794人	} 975人 (A……638) 3,016 (A……2,041)
2	アイルランド、大ブリテン両方に所有する者	A B	161 20	} 181	
3	大ブリテンにのみ土地を所有する者	A B	1,880 955	} 2,835	
	計	A注) B	2,518 1,292	} 3,810	

注) A群……土地所有面積3000エーカー以上、かつ土地からの年収入3000ポンド以上。

B群……収入2000ポンド以上で、所有面積2000～3000エーカーまたは、所有面積2000エーカー以上で、収入2000～3000ポンド。

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

べることもある)。第三は、大ブリテンにのみ土地を所有する者、この三つのグループ分けである。このうち、アイルランドに土地を所有する者、すなわち第一グループと第二グループとを合わせた者は、A、B両群合わせて975人になる。まず最初にこのアイルランドに土地を所有する巨大土地所有者、とりわけA群635人の分析から始めよう。

(イ) アイルランドにおける巨大土地所有者

ここでは、アイルランドそのものの状況をつかむために、両方に土地を所有する者、すなわち第二グループのA群161人の所有地のうち、大ブリテンに所有する土地は当然のことながら除外する。第2表に見られるように、975人の

第2表 アイルランドにおける巨大土地所有者の土地所有面積

群	人数	土地所有面積	%	1人平均所有面積
A	638人	9,411,929エーカー	45	14,752エーカー
B	337人	1,576,566注)	8	4,678
A+B	975人	10,988,495	53	
アイルランド総土地面積		20,819,947	100	

注) B群のうち、アイルランド、大ブリテン両方に土地を所有する20人については、連合王国全体で52,236エーカーの土地を所有する、ということしかわからない。その半がアイルランドに所有する土地として計算した。

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

巨大土地所有者が約1,099万エーカー、実にアイルランドの総土地面積の53%という龐大な土地を独占していることがわかる。A群のわずか638人にアイルランド全体の45%もの土地が集中しているのである。アイルランドは極めて顕著な大土地所有制の国であるといえる。A群638人の一人当たり平均所有地面積は14,752エーカーであって、当時アイルランドの農場の70数%が30エーカー以下の規模であった⁷⁾ことと対比すれば、巨大地主の所有規模がいかに大きなものであったかが諒解されよう。

第3表 巨大土地所有者のアイルランドに
所有する土地からの年収入額

群	巨大土地所有者全体	1人平均収入額
A	5,227,264ポンド	8,288ポンド
B	802,595注)	2,382
A+B	6,029,859	

注) B群のうち、両方に土地を所有する20人については、連合王国全体にわたって所有する土地から、51,975ポンドを取得している、ということしかわからない。このうち20,000ポンドをアイルランドの土地からの収入として計算した。

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

これら巨大土地所有者が、アイルランドに所有する土地から獲得している富の程度は、第3表に示されている。A、B両群を合わせた975人は、一年間に約603万ポンドを、A群の638人だけでも約503万ポンドを

取得している。A群の地主の一人当たり平均アイルランド収益は、年に約8,300ポンド弱であって、当時、もっぱら農業からの収入で「まあまあ」の生活をしていたアイルランド農民の生計費が約41ポンドと推定されている⁸⁾ことと対比して、巨大地主がアイルランドの土地から獲得している富が、いかに莫大なものであったかは、まさに想像を絶するものがあるといえよう。

以上、巨大土地所有者総体の土地所有状況を確認したが、次に、土地からの収入額別⁹⁾の階層区分によって、この巨大土地所有者集団の構成を分析し、そ

7) H. Martens, *Die Agrarreformen in Irland*, 1915, SS. 36, 38, M. J. Bonn, *Modern Ireland and Her Agrarian Problem*, translated from the German by T. W. Rolleston, 1906, pp. 44, 46, マルクス『資本論』第1部、長谷部訳、青木書店版、1089頁より推定すると、1870年当時、アイルランドの農場のおよそ73%が30エーカー以下のものであった。

8) H. Martens, *ebenda*, S. 267.

9) 第4表およびこれ以後の階層区分の指標としての収入額は、アイルランドの土地からの収入だけでなく、大ブリテンに所有する土地からの収入をも加えたものである。

第4表 アイルランドの巨大土地所有者(A群)の土地からの収入額別
階層区分と土地所有

収入額別階層区分	人数とその構成比	所有面積と その構成比	土地からの年収入 とその構成比
I 10万ポンド以上	3人 2.1%	179,200エーカー 9.1%	119,395ポンド 10.1%
II 5万以上～10万未満	10人 6.7%	675,460エーカー 15.4%	408,433ポンド 17.5%
III 2万以上～5万未満	43人 20.4%	1,453,070エーカー 30.3%	914,953ポンド 29.1%
IV 1万以上～2万未満	130人 23.2%	2,852,854エーカー 20.2%	1,518,681ポンド 19.4%
V 6千以上～1万未満	148人 約71%	1,897,704エーカー 45%	1,015,251ポンド 43%
VI 3千以上～6千未満	304人 47.6%	2,353,634エーカー 25.0%	1,250,551ポンド 23.9%
計	638 100.0%	9,411,929エーカー 100.0%(45%)	5,227,264ポンド 100.0%
アイルランド総土地面積		20,819,947エーカー (100%)	

注) 階層区分の基準としての収入額は、大ブリテンに所有する土地からの収入を含めた額である。
なお、以下の分析における階層区分の指標としての収入額は全て本表と同じようにして出したものである。

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

の頂点に立つ巨大地主の隔絶した地位を明らかにしよう。

第4表は、階層別の人数、所有面積、収入額と、それぞれの構成比を示したものである。巨大土地所有者(A群)638人のうちでもわずかにその2.1%に当る13人の、収入額5万ポンド以上の最上層の巨大地主が、638人全体の所有する土地の9.1%、収入額の10.1%を集中している。他方、収入額1万ポンド未満のV、VI層は、人数比率において約71%も占めているが、所有面積比率では約45%、収入額比率では43%を占めているにすぎない。収入が1万ポンドを越える、IからIVの層までのわずか186人は、アイルランドの全土地の実に25%を、すなわち4分の1を独占している。このように、巨大土地所有者の集団そのものが、その最上層に隔絶した地位を誇る少数の巨大地主を頂いた極めてヒュラルヒッシュな構成をとっていて、アイルランドの土地と農民の上に圧倒的な支配をふるっているのである。

ところで、これら巨大土地所有者のうちには、イギリスの上院に席を占め、19世紀中葉においてなお、ブルジョア的イギリスの政治支配機構に独自の地位

第5表 収入額階層別貴族数と貴族の土地所有

階層	巨大地主総数	うち貴族数	土地所有面積	土地からの年収入
	人 %	人 %	エーカー	ポンド
I	3 (100)	3 (100)	179,200	119,395
II	10 (100)	9 (90)	614,409	334,244
III	43 (100)	34 (79)	1,127,437	744,883
IV	130 (100)	69 (53)	1,658,403	839,226
V	148 (100)	29 (20)	341,407	204,606
VI	304 (100)	20 (7)	138,798	83,047
計	638 (100)	164 (26)	4,059,654	2,325,401
638人全体の土地所有			43% (19%)	44%
アイルランドの総土地面積			9,411,929	5,227,264
			100	100
			(100)	

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

を保有している貴族層に属するものが多数存在していて、彼らが、アイルランドに膨大な土地を所有しているのである。第5表に示されているように、164人が貴族とされているが、彼らは、A群638人のうち26%もの多数を占めている。さらに、彼らは、土地からの収入額においては、その比重を一層高め、44%強を占めている。わずか164人のこの貴族が、アイルランドの5分の1の土地を独占しているのである。10万ポンド以上、すなわち第Iのクラスの地主は全て貴族であり、第IIのクラスの地主も一人を除いて全て貴族である。総じて、上層のクラスになるほど、その多数が貴族であるといえることができる。

さらに、第6表は、爵位順と土地所有規模順にみた巨大地主の人数分布であって、ここから、より大きな土地を集積している者ほど、貴族の爵位もより高くなるという、みごとな序列が形成されていることがわかる。アイルランドの土地の2分の1を独占する巨大地主所有者のうち多数を数え、その頂点に立つのは、ほかでもない膨大な土地所有を誇る貴族であり、しかも、上級の爵位の貴族だったのである。

ところで、これまでの分析では、アイルランドと大ブリテンの両方に土地を所有するA群の161人が、大ブリテンに所有する土地を除外してきた。ここか

第6表 階層別、爵位別の貴族数

階層 \ 爵位	Duke (公)	Marquis (侯)	Earl (伯)	Viscount (子)	Baron (男)	Lord ^注 (ロード)	計
I	1	1	1				3
II	2	4	1	1		1	9
III	1	5	20	3		5	34
IV		4	30	9		26	69
V			8	6		15	29
VI			8	2	1	9	20
計	4	14	68	21	1	56	164

注) Lord は、貴族全体をさすか、または Baron の貴族の称号とされている(『英米法辞典』有斐閣)。ここではロードのままにしておく。

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

らは、アイルランドそのものにおける巨大土地所有の状況、アイルランド農民といわば直接対峙する巨大土地所有の状況はわかった。しかし、アイルランド農民と対峙する巨大地主の実際の真の力は、これらの地主の所有する大ブリテンの土地をも含めなければ正当に測ることができない。そこで、次に、大ブリテンに所有する土地を含めたアイルランドの巨大土地所有者638人(A群)の分析を、両方に土地を所有する161人を中心に行うことにしよう。

(口) 大ブリテンに所有する土地を含めたアイルランド巨大地主の分析

第7表は両方に土地を所有する地主の階層別人数とその土地所有を示している。彼らは総数で161人に達し、アイルランド巨大土地所有者(A群)638人の25%、4人に1人が、大ブリテンにおいても広大な土地を所有している。最上層のI、IIのクラスは、一人を除き全て両方に土地を所有する地主である。これらのアイルランド巨大地主161人は、同時に大ブリテンにおいても、一人当たり平均1万ポンド近くの多額の収入を獲得する巨大地主であって、とりわけ、最上層のI、IIのクラスの地主は、大ブリテンにそれぞれ一人当たり平均6.2万エーカー、2.4万エーカーという極めて広大な所領を有する大土地所有者なのである。いや、次のように言う方が的を射るであろう。大ブリテンにおいて大

第7表 階層別にみるアイルランドと大ブリテンの両方に土地を所有する
巨大地主の土地所有

階層	アイルランドの地主総数	うち両方に所有する者	土地所有面積 (エーカー)			土地からの年収入額 (ポンド)		
			アイルランドの土地	大ブリテンの土地	計	アイルランドから	大ブリテンから	計
I	3	3	179,200	185,438	364,638	119,395	300,274	419,669
II	10	9	602,367	218,937	821,304	352,556	317,584	670,140
III	43	29	822,430	383,164	1,205,594	485,957	417,712	903,669
IV	130	49	684,822	271,430	956,252	396,708	319,780	716,488
V	148	36	465,103	93,902	559,005	157,452	131,409	288,861
VI	304	35	232,676	50,382	283,058	99,549	55,842	155,391
計	638 (100)	161 (25)	2,986,598	1,203,253	4,189,851	1,611,617	1,542,601	3,154,218

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

第8表 アイルランドと大ブリテン両方に土地を所有する階層別貴族数

階層	アイルランドに土地を所有する巨大地主		両方に土地を所有する巨大地主	
	巨大地主数	うち貴族数	巨大地主数	うち貴族数
I	3	3	3	3
II	10	9	9	8
III	43	34	29	22
IV	130	69	49	26
V	148	29	36	10
VI	304	20	35	5
計	638	164	161	74

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

土地所有を誇る巨大地主 161 人が、アイルランド地主制度の頂点に君臨していて、アイルランドの土地に圧倒的な支配をふるっているのであると。

この両方に土地を所有する地主の多数が貴族層に属している (第8表)。半数近くの74人が貴族であって、I、IIの最上層は一人を除き全て貴族である。

こうして次のような序列をもった構成をとる、アイルランド巨大土地所有者

第9表 アイルランドの巨大土地所有者（A群）の分類別1人当り
平均土地所有規模（大ブリテンに所有する土地を含む）

分 類		地主数	土地所有面積	土地からの年収入
貴 族	アイルランド、大ブリテン両方に土地を所有	74 ^人	35,901 ^{エーカー} ①	30,321 ^{ポンド} ①
	アイルランドにのみ土地を所有	90	24,621 ②	13,886 ②
非 貴 族	両方に土地を所有	87	17,623 ③	10,465 ③
	アイルランドにのみ土地を所有	387	10,875 ④	6,113 ④
全 体		638	16,638	10,611

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

の姿が浮かび上がってくる（第9表）。まず頂点に立って絶大な土地所有を誇っているのは、アイルランド、大ブリテン双方にまたがっておよそ36,000エーカーという極めて広大な所領を有する74人の大土地貴族、次いで、アイルランドにだけではあるが、およそ25,000エーカーという巨大な土地を所有する90人の貴族、さらに、両方に土地を所有する87人の非貴族の地主、そして、巨大土地所有者の底辺にあって、アイルランドにのみ土地を所有する387人からなる多数の巨大地主、こうした序列をもつ構造である。ここに、いわば本拠である大ブリテンに120万エーカーの土地を所有する多数の貴族からなる161人の巨大地主が、アイルランド巨大土地所有者の中核を形成していて、大ブリテンとアイルランド双方に広大な土地を所有する大土地貴族を頂点とした638人の巨大地主が、アイルランドの土地の2分の1を独占し、そこから年500万ポンド以上の莫大な富を取得して、アイルランド農民の頭上にそびえ立っている姿が把握できるのである。

さて、以上分析してきたアイルランドの巨大土地所有者は、連合王国全体の巨大土地所有者の中で、いいかえるならば、イギリス地主制度との関連において、どのような位置を占めているのであろうか。次に、この点の検討に進むことにしよう。

(ハ) 連合王国 (U. K.) 全体の巨大土地所有者とアイルランドに土地を所有する巨大土地所有者

まず、大ブリテンにおける巨大土地所有(A群)の全体的状況を確認しておこう(第10表)。わずかに2,000人余りの少数の地主が大ブリテンの総土地面積の半分以上を独占していて、そこから年およそ2,600万ポンドの巨額にのぼる収入を得ている。イギリスは大土地所有制度の国であると言われているが、その規模の大きさはまことに驚嘆すべきものがある。J. サヴィルが述べているように、

第10表 大ブリテンにおける巨大土地所有者(A群)の土地所有の状況

	人 数	土地所有面積	土地からの年収入
大ブリテンにのみ土地を所有	1,880	27,277,804 ^{エーカー}	24,037,449 ^{ポンド}
大ブリテン、アイルランド両方に土地を所有	161	1,203,253	1,542,601
計	2,041	28,481,057 (50%)	25,580,050
大ブリテンの総土地面積		56,786,199 (100%)	

注) 両方に土地を所有する161人のアイルランドの土地は当然のことながら除外している。
出所) J. ペイトマンの『名簿』より作成。

イギリスの土地独占の程度は、「急進的改革論者が示唆していたよりもはるかに大きく」¹⁰⁾、ペイトマンの『名簿』の基礎となった調査結果が、イギリス政府によってながく秘匿された理由も自らうかがわれるというものである。

これらの2,041人の巨大地主の中には、392人が貴族と記されているが、第11

第11表 大ブリテンにおける貴族(A群)の土地所有と巨大土地所有者(A群)の中での位置

	人 数	土地所有面積	土地からの年収入
貴 族	392 ^人 (19) [%]	11,999,785 ^{エーカー} (42) [%] (21) [%]	10,571,550 ^{ポンド} (41) [%]
巨大地主全体	2,041 (100)	28,481,057 (100) (50)	25,580,050 (100)
大ブリテンの総土地面積		(100)	

出所) J. ペイトマンの『名簿』より作成。

10) J. Saville, *op. cit.*

表に示されるように、巨大地主の中で、わずかにその19%にすぎない貴族は、およそ1,200万エーカーの土地を所有していて、そこから年1,057万ポンド以上の収入を得ている。それは、巨大地主全体の所有地面積の42%強、大ブリテン総土地面積の5分の1強にもあたるものである。こうして、イギリス政治機構に決定的な地位を保っている貴族は、その力の基礎を、ここに見た圧倒的な土地独占に有していることがうかがわれるのである。

以上の分析を総括すると、連合王国全体の巨大土地所有の状況が確認される(第12表)。2,518人の巨大土地所有者の一翼が、アイルランドの2分の1の上

第12表 連合王国(U. K.)全体の巨大土地所有者の土地所有の状況

	人 数	土 地 所 有 面 積	土地からの年収入
巨大土地所有者全体	2,518 ^人	37,892,986 ^{エーカー} (49) [%]	30,807,314 ^{ポンド}
う ち 貴 族	482	16,059,389 (21)	12,896,951
U. K. 全体の総土地面積		(100)	

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

地を、その主翼が、大ブリテンの2分の1の土地を独占し、それらすべての土地から3,080万ポンド強の莫大な富を年々取得している。しかも、これら巨大地主の中核にすわっている482人というわずかに握りの貴族が、連合王国全体の21%、すなわち5分の1強もの土地を独占しているのである。

さてここに見た連合王国全体の巨大土地所有者の中で、アイルランドに土地を所有する638人の巨大地主が占める位置は、まず第13表にうかがうことができる。連合王国全体の巨大土地所有者(A)のうち、どの階層においても、最低で17%、最高で32%という相当数の者が、そして全体をおしなべて25%すなわち4人に1人が、アイルランドに広大な所領をもつ地主(B)である。ここに、アイルランド巨大土地所有者の、イギリス土地寡頭制に占める量的比重の大きさが端的に示されている。また、連合王国の土地所有者のまさに最上層に君臨する68人(I, IIの年収5万ポンド以上)の中に、アイルランドに土地を所有

する地主が13人も存在している事実も注目される場所である。

この点は、貴族だけをとりだしてみると、より一層鮮かに確認することができる(第14表)。すなわち、イギリス大土地貴族482人の中の34%、3人に1人が、アイルランドに広大な所領を有する地主である。こうして、資本主義的イギリスの近代的大土地所有制は、それを構成する巨大地主の相当数の者が同時にアイルランドの大土地所有者でもあるという事実から、後に見るように広汎な小農制が

支配的なアイルランドに、量的にみて極めて大きな片足を置くことによって存立していることが確認できる。

さらに、注目されることは、アイルランド巨大地主の中核を形成し、大ブリテンとアイルランド双方にまたがって巨大な土地を所有する地主が、連合王国全体の巨大土地所有者の中にあって、最大の土地所有規模を誇っていることである。第15表は、三つのグループ別の、人数構成比率、所有面積比率、収入額

第13表 U. K. 全体の巨大土地所有者の中で、アイルランドに土地を所有する者の割合

階層	A U. K. の巨大地主	B うちアイルランドに土地を所有する者	B/A × 100
I	14 ^人	3 ^人	21%
II	54 ^人	10 ^人	19
III	253	43	17
IV	532	130	24
V	713	148	21
VI	952	304	32
計	2,518	638	25

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

第14表 U. K. 全体の貴族のうち、アイルランドに土地を所有する者の割合

階層	a U. K. の貴族	b うちアイルランドに土地を有する貴族	b/a × 100
I	12 ^人	3 ^人	25%
II	47	9	19
III	156	34	22
IV	153	69	45
V	77	29	38
VI	37	20	54
計	482	164	34

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

第15表 グループ分類別巨大土地所有者(A群)の構成比率と
両方に土地を所有する者の位置

グループ分類	人数比	所有面積比	収入額比
アイルランド、大ブリテン両方に土地を所有する者	6.4%	11.1%	10.3%
大ブリテンにのみ土地を所有する者	74.7	72.0	78.0
アイルランドにのみ土地を所有する者	18.9	16.9	11.7
U. K. 全体の巨大土地所有者	100.0	100.0	100.0

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

比率を示したものである。アイルランドと大ブリテンの両方に土地を所有する161人は、連合王国全体の巨大地主の中で、人数構成に占める割合(6.4%)にくらべて、土地所有において、すなわち、所有面積比で11.1%、収入額比率で10.3%というように、いっそう高い比重を占めていることがわかる。この点を、土地所有の実際の規模の比較によってみたものが第16表である。巨大土地所有者全体において、両方に土地を所有する巨大地主は、平均すると、26,024 エーカーという広大な土地を所有し、そこから年に2万ポンド近くもの収入を得ていて、三つのグループの中で最大の土地所有者グループであることがわかる。この点は、収入2万ポンド以上の上層の地主に限っても、また貴族だけをとりだして比較しても、確認できるところである。

以上分析してきたことは、第1図が示す姿に、具体的な量的重みをもって表

第16表 巨大土地所有者のグループ別土地所有規模の比較

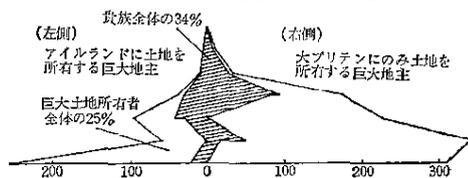
(1人当たり平均土地所有)

グループ分類	巨大土地所有者全体において		収入2万ポンド以上の地主において		貴族において	
	所有面積	収入額	所有面積	収入額	所有面積	収入額
両方に土地を所有する者	エーカー 26,024	ポンド 19,591	エーカー 58,330	ポンド 48,622	エーカー 35,901	ポンド 30,321
大ブリテンにのみ土地を所有する者	14,509	12,786	48,001	41,546	35,043	29,570
アイルランドにのみ土地を所有する者	13,470	7,580	48,249	32,325	24,621	13,886

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

現されている。第1図は、6つの階層に分けた人数構成を、実際の量的比率を表わす形でつくったものであり、左側がアイルランドに土地を所有する者（ここでは、両方に土地を所有する者も含む）、右側が大ブリテンにのみ土地を所有する者で、斜線を入れた部分は貴族を示している。貴族が頂点のほとんどを占め、全体の中核となっていて、その貴族の相当部分がアイルランドに土地を所有する者であること、また巨大地主全体をとっても、大きな部分がアイルランドの巨大土地所有者であること

第1図 連合王国 (U. K.) の巨大土地所有者 (A群) の人数からみた構造とアイルランドに土地を所有する地主の位置



階層	アイルランドに土地を所有する者	大ブリテンにのみ土地を所有する者
I	3 (3)	11 (9)
II	10 (9)	44 (38)
III	43 (34)	210 (122)
IV	130 (69)	402 (84)
V	148 (29)	565 (48)
VI	304 (20)	648 (17)
計	638 (164)	1,880 (318)

注) () 内の数字は貴族数
 注) 図の大きさは人数の規模を表現している。
 斜線部分は貴族。

出所) J. ベイトマンの『名簿』より作成。

が示されている。こうしたいわば象徴的なまでにヒエラルヒッシュな姿をもった巨大土地所有者集団が、連合王国全体の土地に圧倒的な支配をふるっているのであって、ここにイギリス土地寡頭制の姿をうかがい見ることができよう。

(二) 不在地主制度

イギリスによって、その第一番目の植民地 (エンゲルス) として支配されてきた歴史のなかで、アイルランド地主制度が刻みこまれてきた特徴的性格、不在地主制度について触れておかねばならない。というのも、この点は、アイルランドの土地問題がまさにイギリス地主制度そのものに深くかかわる重大な問題であるということの、今一つの大きな根拠であったと考えられるからである。

マルテンスによると、「1870年代のアイルランドにおいて、大土地所有者の圧倒的部分が不在地主で」⁴³⁾ あって、彼らのうち 1,443 人はアイルランドにほ

第17表 1870年頃のアイランドの土地所有者全体と不在地主

		人 数
不在地主	アイランドに住まないか、時折りしか住まない者	1,443人
	アイランドには住むが、所領所在地には住まない者	6,533
自分の所領に住む者（在地地主）		5,589
100 エーカー以下の土地所有者		5,982
総 数		19,547

出所) Parliamentary Paper, Vol. 47, 1872, quoted in H. Martens, *Die Agrarreformen in Irland*, S. 24.

とんど住まない地主であった(第17表)。1900年当時に関するものではあるが、M. J. ボンは、アイランドの土地所有者は三つのグループに大別されるとして、第一に、イングランドの所領に住んでいて、アイランドに所有する土地からはただ収入を受けとるだけの極めて富裕な大土地所有者、第二に、アイランドに住んでいる大土地所有者、第三に、小土地所有者を挙げている¹¹⁾。マルテンスとボンの叙述から推察して、アイランドではなくて、大ブリテンに居所をかまえている富裕な不在地主には、ほかでもないこれまで分析してきた巨大土地所有者の相当部分が該当するのではないかと考えられる。この点をほぼ確認するものとして、ペイトマンの『名簿』が提供する一つの事実を検討することにしよう。

ペイトマンの『名簿』には、地主の「住所」が記入されていて、この点の解明に好都合な材料が与えられている。しかし、残念なことに、記載された「住所」は、ペイトマンによると、地主の居住地名、所領所在地名、地主が租税を支払った地名等々という種々さまざまなものであって、その「住所」が地主の居住地であると確定することができない。だが、記されている「住所」が大ブリテンの地名であるばあいには、おおむね、その地主が大ブリテンに住んでい

11) H. Martens, *a. a. O.*, S. 24.

12) M. J. Bonn, *op. cit.*, pp. 60-61.

第18表 英本国在住アイルランド巨大地主所有者の割合

階 層	巨 大 地 主 全 体		貴 族		両方に土地を所有する者	
		%		%		%
I		100		100		100
II		70		67		78
III		37		32		55
IV		25		25		65
V		14		14		53
VI		8		30		51
全 体	(実数 105人)	16	(実数 47人)	29	(実数 95人)	59

出所) J. ペイトマンの『名簿』より作成

ると断定しても、それほど大きな間違いを犯すことにはならないと考えられる。そこで、大ブリテンの地名が「住所」に掲げられているアイルランド巨大地主だけをとりだして作成したものが第18表である。

第18表は、アイルランドの巨大地主所有者総数のうちで、また貴族ならびに両方に土地を所有する者のそれぞれのうちで、しかも階層別にみて、大ブリテンの地名が記されている者がどれ程の割合で存在するかを示している。ここから少くとも次のことは確認できよう。第一に、両方に土地を所有する地主の多くが大ブリテンに住んでいること。第二に、巨大地主所有者の中でも、上層の者になるほど大ブリテンに住む者が多くなり、総じて最上層の者のほとんどは大ブリテンに住んでいる地主であったということである。

こうして、アイルランド地主制度の最上層にそびえたち、巨大な土地所有を誇っている地主の多数は、大ブリテンに所有する広大な所領に住み、アイルランドにも巨大な土地を所有する富裕な大土地貴族であるとほぼ断定することができる。しかもこの土地貴族を頂点とした638人のアイルランド巨大地主の相当部分が、大ブリテンに住んでいる不在地主であると推定されるのである。

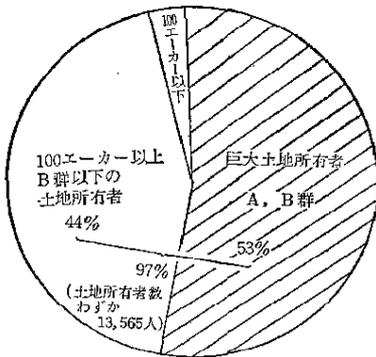
さて、これまででは、巨大地主所有者に限って地主の側の土地所有を分析してきたが、最後に、1870—80年代のアイルランドの土地所有者全体の状況を概観し、そこに占める巨大地主の地位を考察することにしよう。

3 アイルランドの土地所有者全体の概況と巨大土地所有者

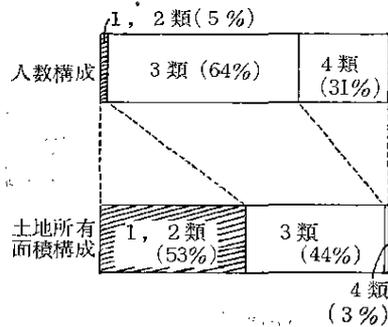
第2図と3図ならびに第19表は、ペイトマンの『名簿』と第17表から作成したものであるが、ここから1870—80年代のアイルランドの土地所有全体の輪郭をほぼつかむことができる。

第2図に示されるように、アイルランドでは、100エーカー以下の土地所有者者を除いたわずか13,565人の土地所有者に、アイルランドの総土地面積のほと

第2図 1870—80年代アイルランドの各土地所有者の所有面積比率



第3図 1870—80年代アイルランドの土地所有者の人数・土地所有構成



第19表 1870—80年代アイルランドの土地所有全体の概況

分類	人 数	土地所有面積	
		エーカー	%
1 巨大土地所有者 A群	638	9,411,929	53
2 巨大土地所有者 B群	337	1,576,566	9
3 100エーカー以上でB群以下の土地所有者	12,590	9,233,252	44
4 100エーカー以下の土地所有者	5,982	598,200	3
全土地所有者	19,547	20,819,947	100

注1) 第3類の人数=全土地所有者(マルテンスより)-(巨大地主+100エーカー以下(マルテンス))

注2) 第4類の面積は、全ての所有者が100エーカーを所有しているとして計算した。第3類のそれは、この仮定の上に、全土地所有者の所有面積から、第1. 2. 4の所有面積を差し引いて出したものである。したがって、第3類の所有面積は、実際に所有するものよりはるかに小さくなっている。

出所) J. ペイトマンの『名簿』, H. Martens, a. a. O., S. 29. より作成。

んどすべて(97%)が集中されている。1875年のアイルランド人口は約530万人と推定されているが¹³⁾、人口中のたったの0.2%に当たる人間に、アイルランドのほとんどすべての土地が独占されているのである。しかも、第3図によれば、この一握りの人間のうちのそれこそごく少数の巨大地主(土地所有者全体のわずか5%)が、アイルランドの全土地の2分の1以上を独占している。

こうして、以上の分析の結果、次の諸点が明らかになった。第一に、人口中の0.2%に当るほんの一握りの人間が、アイルランドの全ての土地の97%を独占するという事実に見られるように、アイルランドにおける土地独占の程度は極めて高く、その中で、土地貴族を中核とするわずか638人の巨大土地所有者が圧倒的な地位を占めていること。

第二に、その主翼が、大ブリテンの半分以上の土地を独占している連合王国全体の巨大土地所有者は、同時に、量的にみて極めて大きなその一翼をアイルランドにひろげ、アイルランドの土地の2分の1以上を独占していて、そこから年5~6百万ポンドにのぼる巨額の富を獲得していること。

第三に、アイルランドに土地を所有する巨大地主の上層部分は、その多くが大ブリテンに住んでいて、アイルランドと大ブリテンの両方にまたがって歴大な土地を所有する大土地貴族であること、しかも、この大土地貴族は、連合王国全体の巨大地主の中であって、最大規模の土地所有を誇っていること、等々である。

それでは、この巨大地主の対極にあって呻吟するアイルランド農民の、土地所有関係からみた状態はどのようなものであったのか、次にこの点の検討に移ることにしよう。

II 土地保有(借地)態様からみたアイルランド農民の状態

第20表は、マルテンスが、土地保有(借地)態様別の農場数にかんする1870年の統計数字として紹介したもので、農民の土地所有からみた状態を概括的に示

13) *Statistical Abstract for the United Kingdom 1874 to 1880*, No. 36.

第20表 1870年頃アイルランドの保有(借地)態様別農場数と農場規模

保有(借地)態様	農場数と構成	救貧税評価額による農場価額
任意土地保有または年借地	526,539 77%	15ポンド以下…… 81%強
生涯借地	53,475 8	// ……約75%
60年未満定期借地	51,935 8	// ……約50%
60年以上定期借地	9,400 1	// ……約33%
小計	641,349 94	// ……70数%
アイルランドの全農場	682,237 100	

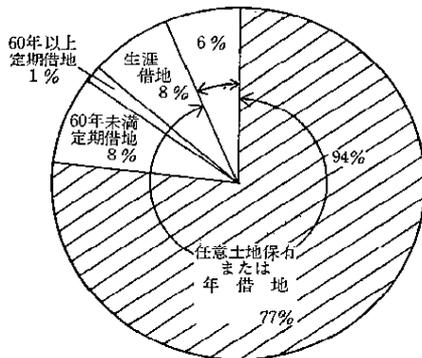
出所) H. Martens, *ebenda*, S. 30. より作成。

している。第4図は、この表をグラフ化したものである。

第20表に示される全農場数には自作農場が含まれていると考えられる。したがって今仮に、全農場数から表示の4分類の農場数の合計数を引いたものすべてを自作農場とみなすとしても、全体のわずか6%、約4万であり、残りの641,349農場すなわち94%はすべて何らかの程度

において、大土地所有の支配下にある農場である。6%対94%というこの二つの数字の対比のうちに、アイルランド農民のおかれている状態がまず示されている。ここに示された農場数は、マルテンスも指摘しているように、あきらかに実際の数より大きく、この点は、当時の農場数がおよそ59万と推定されることからしても明らかである¹⁴⁾。しかし、それにもかかわらず、マルテンスによれば、これらの数字は、各分類相互間の比率をほぼ正しく反映しているものと

第4図 1870年頃アイルランドの保有態様別農場数比率



14) H. Martens, *a. a. O.*, SS. 36, 38, M. J. Bonn, *op. cit.*, pp. 44, 46, マルクス『資本論』第1部1089頁より推定すると、1870年当時、アイルランドの農場総数は約59.3万となる。

みなすことができるのである。

さらにこの表から、借地農場 641,349 のうちのおよそ70数%が、救貧税評価額で農場価額15ポンド以下と査定されているものであって、アイルランド農民の圧倒的多数が零細な経営状態におかれていたことがわかる¹⁵⁾。

では、これらの土地保有(借地)態様の性格はどのようなものであったのか、以下、マルテンスとフリーマン T. W. Freeman¹⁶⁾ の述べるところをまとめてみよう。

(a) 数世代借地 *leases for lives*..... この形態の借地は、地主からの影響をほとんど受けることがなく、自由土地保有 *freehold* とみなされ、相続において分割が許されたものである(マルテンス)。

(b) 定期借地 *leases for years* (借地期限の多くは31~61年).....この形態は、中間借地人 *Zwischenpächtern* のばあいにおいて支配的で、1851年以降次第に消滅した(マルテンス)。中間借地人は、地主の代理人であって、他の三つの階層(年借地人 *annual tenants*, コッティア *cottiers*, 労働者 *labourers*)に土地を又貸ししたといわれている(フリーマン)。

フリーマンは、定期借地農 *leaseholder* として135,000人を数えているが、それは、この(a)(b)二つの形態の農場を保有する者をさすものと思われる。彼によると、2, 3世代以上の借地期限の定期借地農は、主にプロテスタントであって、豊かな保有地の持主であった。

(c) 年借地 *yearly tenancy*.....これは、期限終了の半年前に一片の通告で解約を申し渡されえたものであって、地代を滞納しているばあいには、48時間

15) 農場価額が何を指標としたものなのか、マルテンスによっては示されていない。M. J. ポンによると、1900年当時アイルランド全農場のおよそ70%が、農業生産額15ポンド以下の農場であったことがわかる (*op. cit.*, p. 48)。マルテンスのいう農場価額も、おそらく農業生産額を示すものと考えられる。ただ、むしろここでは、マルテンスは、農民の多くが零細な農場を経営していたことを、借地態様とかかわらしめて述べているのであって、零細な経営においては、年借地、任意土地保有という借地態様は、もっとも劣悪な借地条件を不可避的に強制したという点こそ重要なのである。なお、1870年当時、アイルランド全農場の70数%が30エーカー以下の小規模なものであったことを補足しておく。

16) H. Martens, *a. a. O.*, SS. 29-30, T. W. Freeman, *Ireland A general and regional geography*, 4th edn., 1968, p. 177.

前の通告で、この借地形態の農民はいとも簡単に追放¹⁷⁾されたのである。

(d) 任意土地保有 *tenancies at will*.....一時的に委託される小地片、とりわけ西部地方に多くみられるコネイカ *conacre* において支配的な形態である(マルテンス)。コネイカとは、せりで貸し出される一作期限の小作地のことであって、その借地期限は、作物栽培のばあいには11ヵ月、放牧地においては7ヵ月という短期間のもので、この土地には法外な地代が課せられたのであった。借地する者の多くは、通例、他人の土地の上で貧しい小屋に住むコッチェアであり、また農業労働者の中にも、この土地を借りる者が多数いたとされている。

年借地と任意土地保有というこの二つの形態の農場¹⁸⁾は、合わせて約53万あるが、これらの農場を保有する農民は、アイルランドの典型的な小借地農階級を形成しており、その保有する農場のほとんどが、教貧税評価額にして15ポンド以下の零細なものであった。これらの農民こそが、大土地所有者の対極にあって、19世紀後半におけるアイルランド農民問題の核心を形成していたのである(第2図と第4図を対照して見よ)。

以上総じて、土地所有から見たアイルランド農民の状態は、まず第一に、全農場の94%が借地農場であるという事実に示されるように、農民の圧倒的多数が、何らかの程度において大土地所有の支配下にあったこと、第二に、教貧税評価額15ポンド以下という数字に示される経営の零細性、第三に、年借地、任意土地保有という保有(借地)形態に見られる極度に劣悪な借地条件等々に、概してその法外な地代と零細な経営、および、いつでも追放の憂目に合う危険性を伴った無権利、の点で特徴的であって¹⁹⁾、事実大多数の農民は、コネイカを

17) 追放は、裁判所が交付する出廷令状 *writ of summons* をもって県知事 *sherrif* が執行した(マルテンス)。

18) 第20表に見られるように、任意土地保有と年借地が区別されていないのは、おそらく二つの形態が入り組んでいたばかりでなく、両者がその性格上見分けがたいものとなっていたことの結果であると思われる。

19) 法的権利におけるアイルランド農民の無権利性にかんして、若干色あいを異にする、アルスタ *Ulster* 地方と他の地方の「特別な領地」(ボン)のテナント・ライト *tenant right* の慣習に就いておかねばならない。この慣習の存在するところでは、借地人はその立ち退きに当って、彼が行った「残された改良 *good will*」(椎名重明『近代的土地所有』1973年、289ページ)を権利として売ることができた。この権利を享受しているのは、「特別な領地」の農民であり、その祖先

借地しているいわば債務奴隷的農業労働者と見分けがたく混在していたのである。

一方の極におけるこうした特徴をもつおよそ70万人²⁰⁾のアイルランド農民、他方における、すでに見たアイルランド全土の2分の1以上、1,099万エーカーの土地を独占する土地貴族を中核とした975人の巨大土地所有者たち、この対極的な存在、これが、1870—80年代のアイルランドにおける土地所有関係の姿であり、土地戦争が闘われている基本的背景なのである。

がアルスタに入植してきたスコットランド人、イングランド人である農民であって、この慣習は、宗教的差別を伴った社会的・人種的差別の産物であったといえる。堀越 智『アイルランドの反乱』1970年、44-45ページ。もっとも、こうした権利を享受しえたのは、当然のことながら地代を支払う限りにおいてであったのだが、これらの農民でさえ、その多くの者にとっては、とりわけ、1870年代後半に顕著にみられるような凶作時には、地代の不払こそ問題であって、この「恩恵」に授かるどころの状態ではなかった(19世紀アイルランド農民の多数にとっては、飢餓的状態が常であった)。しかも、この権利が行使されてテナント・ライトが売られるばあいでは、地主によるより高い地代＝土地資本の利子が加算される地代のうえに、高いテナント・ライト価格の支払いが、新規借地人に強制されるのであって、総じて、この「恩恵」は、零細な農民が相互に首をしめ合う、「小農のひしめく『イングランドの植民地』にまことにふさわしいやり方」(椎名重明、同上、289頁)なのであった。

20) 農民数70万人は、G. S. Lefevre, *Agrarian Tenures*, 1893, pp. 99-102 より推定したものである。ルフューヴルは、1880年代のアイルランド農業従事者として、①「特別な事業家 a special class of persons engaged in the business」、②「借地農業家 tenant farmers」(32,000農場)、③「借地農 tenant」(208,000農場、平均30エーカー)、④「小借地農 small tenant」(365,000人、多数のコッティアを含む)、⑤「農業労働者 agricultural labourers」(143,800人、多数のコッティアを含む)を挙げている。70万の数字は、第三の「借地農」の全てが一農場を保有している農民であると仮定したうえで、③、④、⑤の三つの階層を合計してだしたものである。